

国際女性の日2009公開フォーラム

女性に対する暴力の根絶に向けた 政府の取組について

平成21年3月6日
内閣府男女共同参画局推進課長
塚崎裕子



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

女性に対する暴力

■ 女性に対する暴力

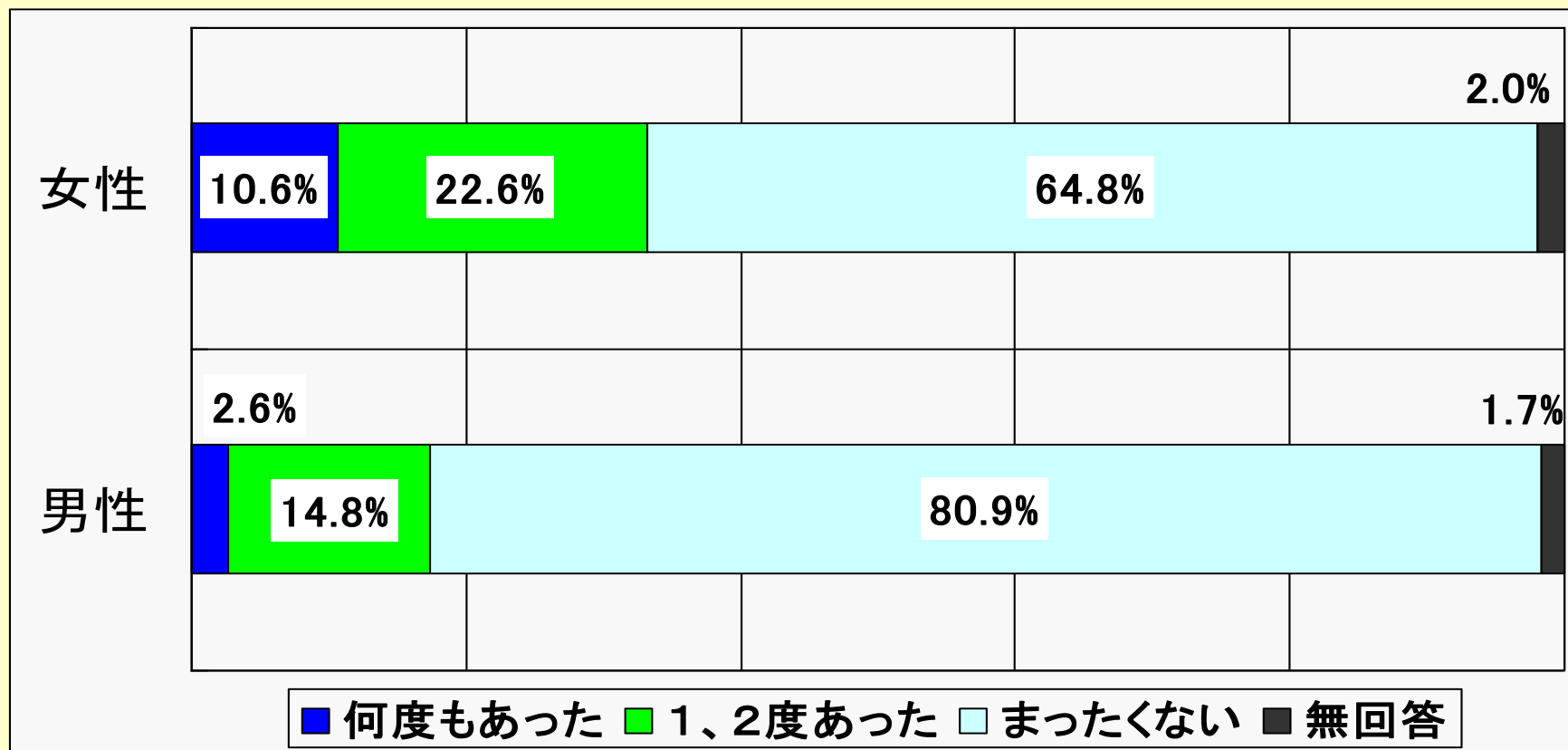
配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等を含む広範囲な概念



■ 女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題

配偶者からの暴力の被害経験

身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれか1つでも受けたことがある



内閣府：「男女間における暴力に関する調査（平成17年度）」

配偶者暴力防止法成立・改正の経緯

(正式名称)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

平成13年4月成立(議員立法)、平成13年10月施行(配偶者暴力相談支援センター等に関する部分は平成14年4月施行)

【1次改正】平成16年5月成立(議員立法)、平成16年12月施行

✦ 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

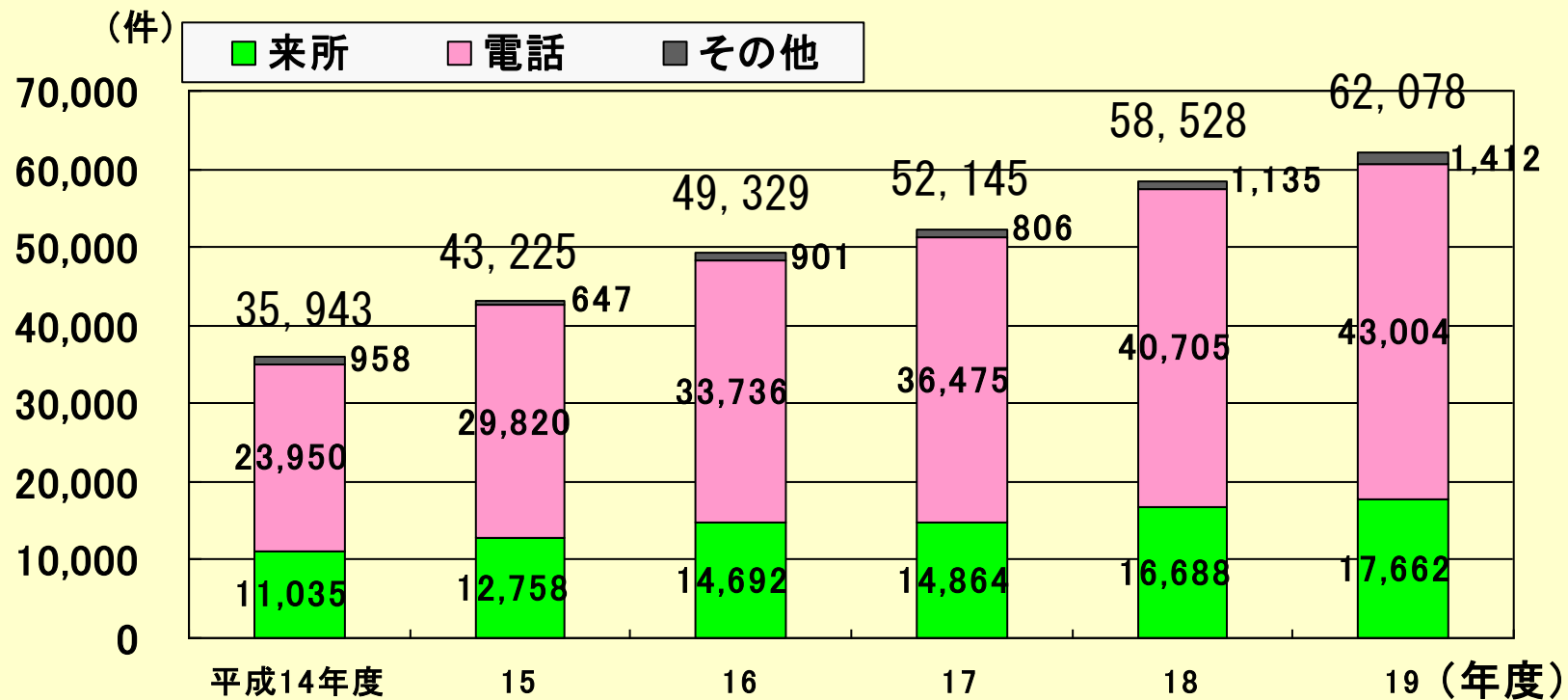
✦ 保護命令制度の拡充 等

【2次改正】平成19年7月成立(議員立法)、平成20年1月施行

✦ 市町村の役割の強化(基本計画策定、支援センター設置の努力義務化)

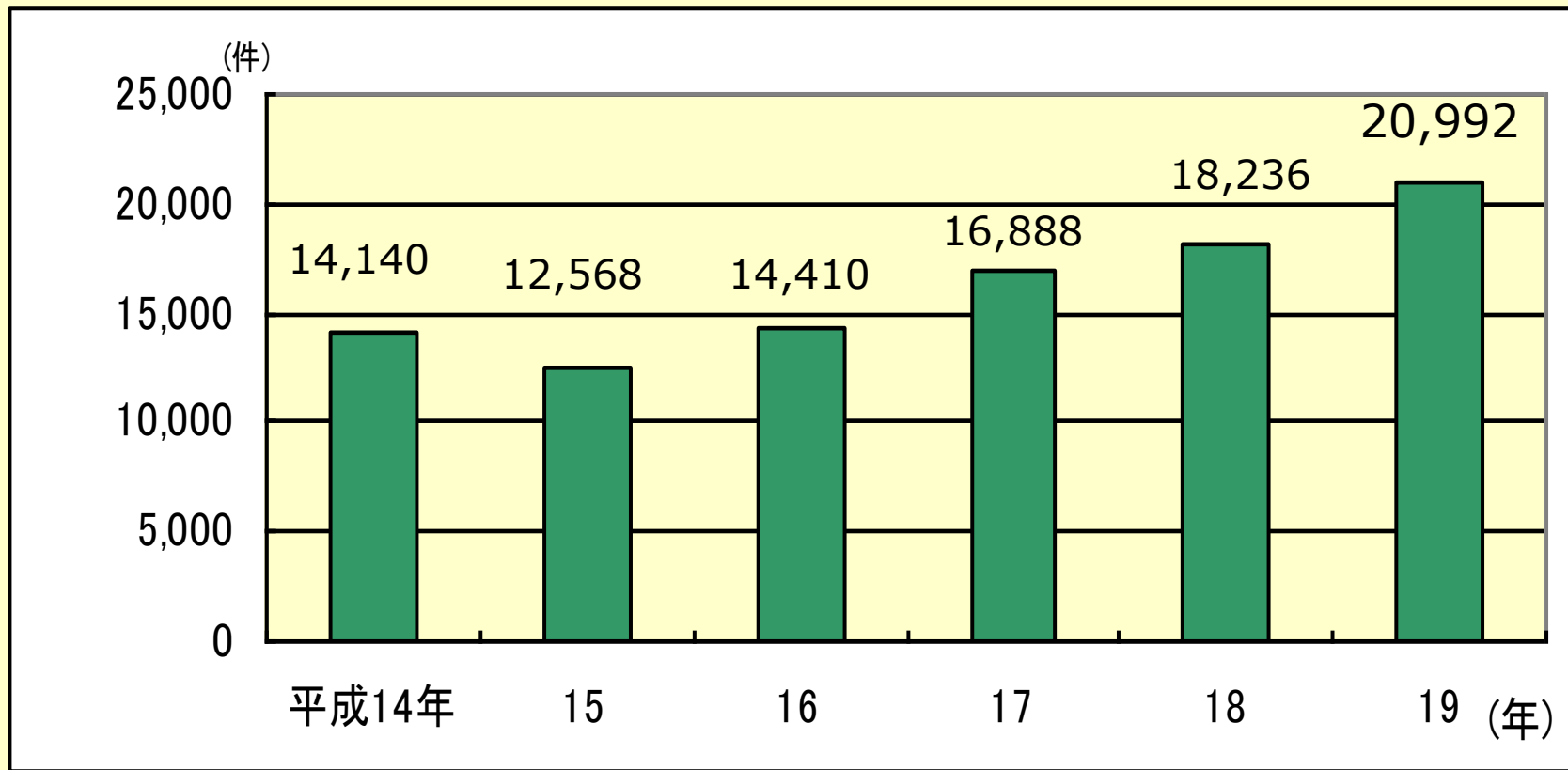
✦ 保護命令制度の拡充 等

配偶者暴力相談支援センターにおける 相談件数



(資料出所)内閣府調べ

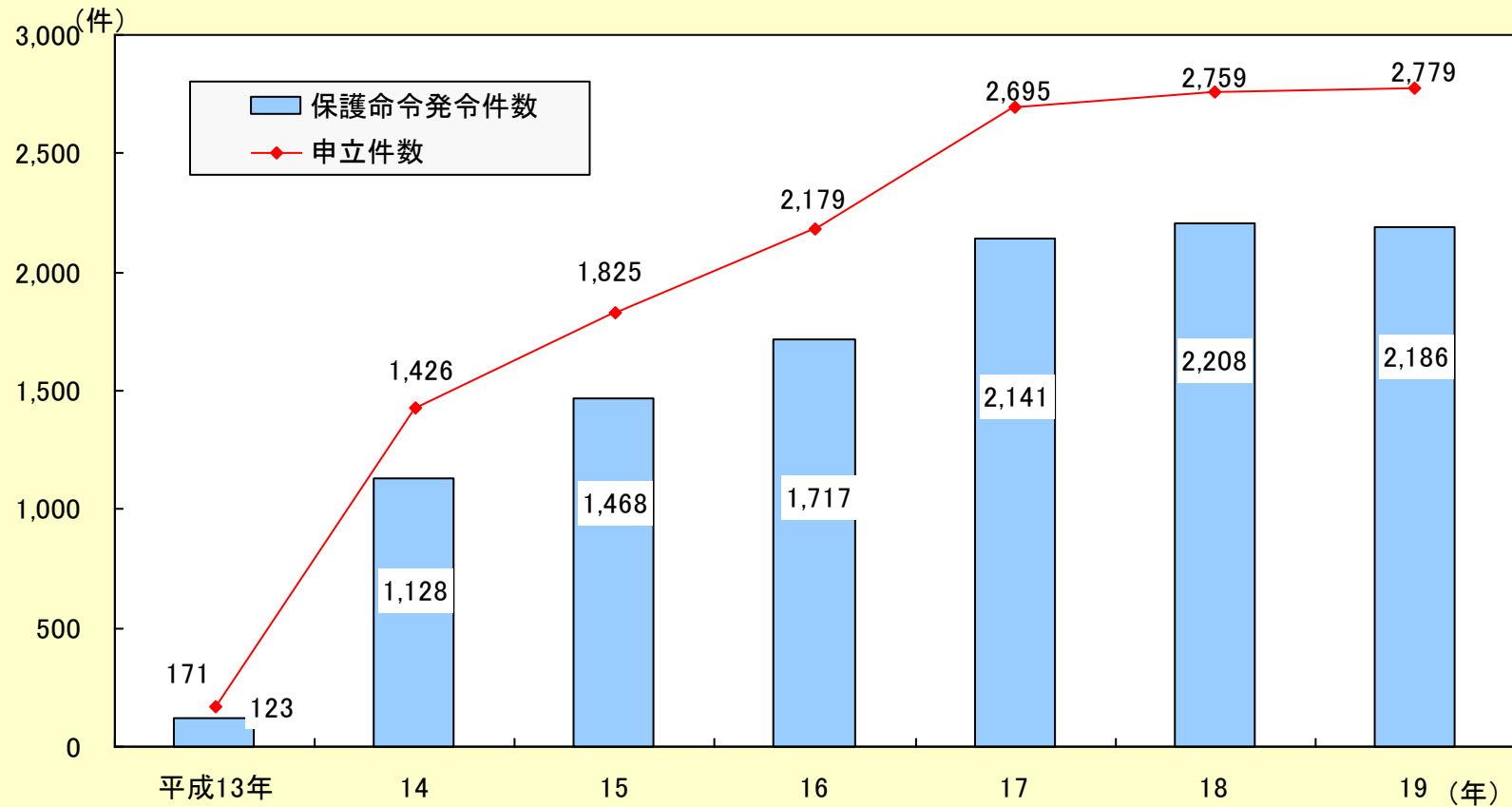
警察における暴力相談等の認知件数



(資料出所) 警察庁調べ

(注) 認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上。

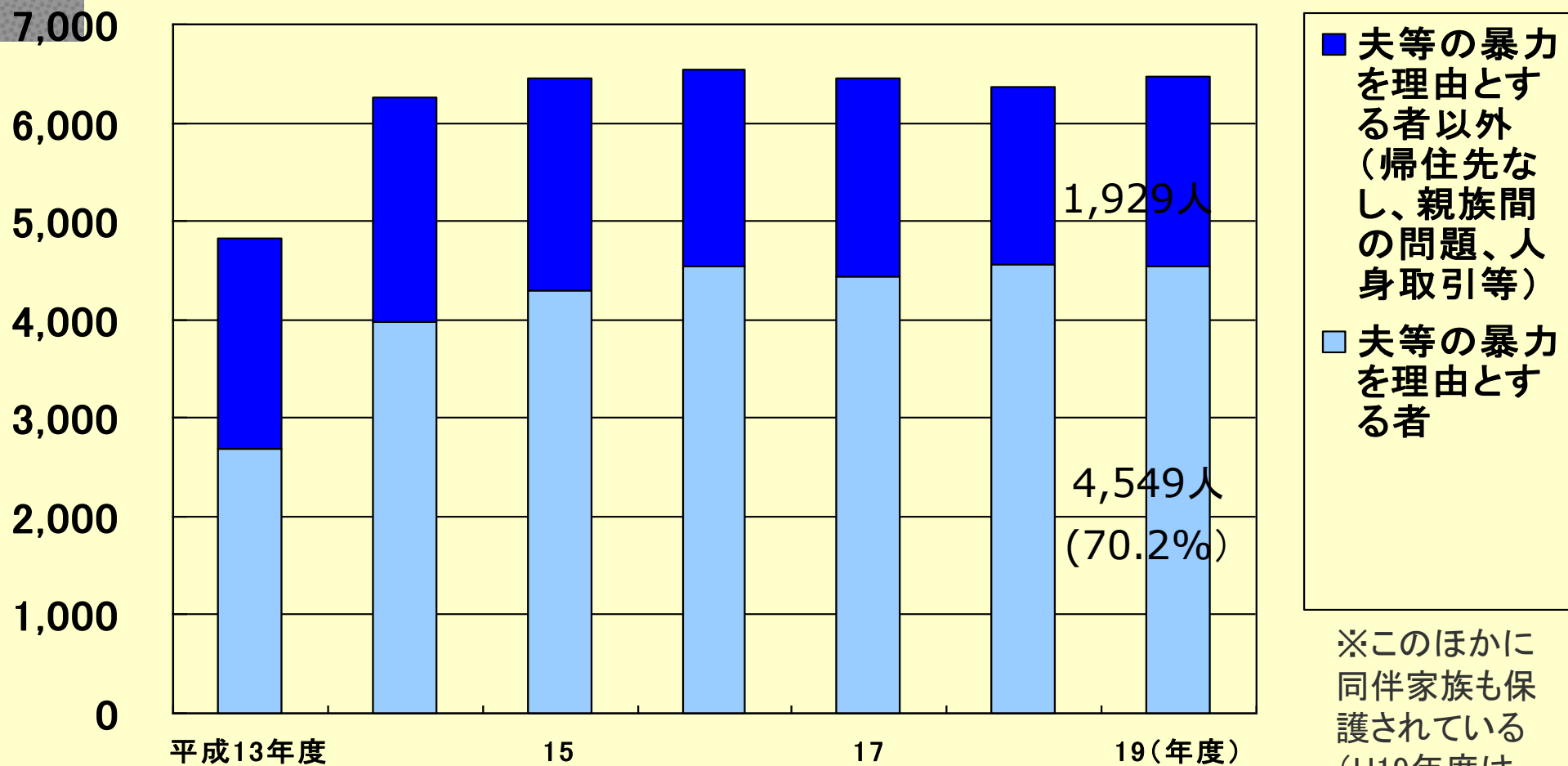
配偶者暴力防止法に基づく保護命令の 処理状況



(資料出所) 最高裁判所調べ

(注) 平成13年は10月より

婦人相談所における一時保護された女性の人数

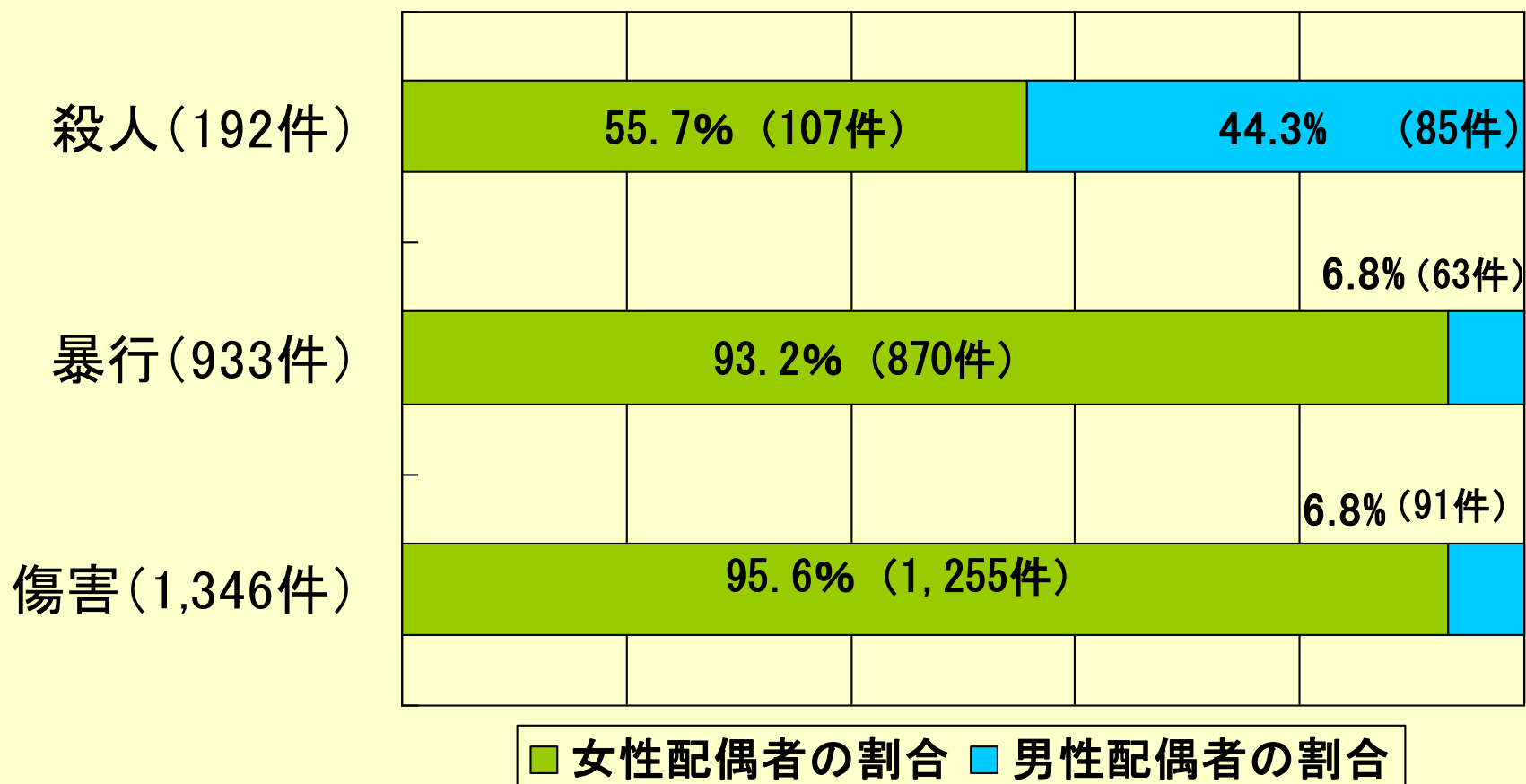


※このほかに
同伴家族も保
護されている
(H19年度は
5,529人)

(資料出所)厚生労働省調べ

(注)一時保護委託分を含む。

配偶者間(内縁を含む)における暴力の検挙 件数と被害者の性別



(資料出所)警察庁調べ(平成19年)

女性に対する暴力をなくす運動

- 平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定
- 期間：毎年11月12日～25日までの2週間
※11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」
- 主唱：男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）
- 運動の内容：

関係府省庁、地方公共団体等の関係団体が、啓発資材（ポスター、リーフレット等）の作成配布、各種メディアを活用した広報啓発、セミナー・講演会等の開催、被害者相談（24時間DVホットライン等）、女性に対する防犯指導など、様々な活動を展開



身近な暴力を許さない社会の実現を目指して

近所者等からの暴力、性被害、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。これらは、あなたの身近なところで起っています。

女性に対する暴力をなくす運動
平成20年11月12日（水）～11月25日（火）

主催 男女共同参画推進本部

配偶者等からの暴力対策の充実強化

■ 内閣府

- ・DV全国会議の開催
- ・DV相談ナビの開設(H21. 1. 11～)
- ・被害者の自立支援のモデル事業の実施
- ・若年層を対象とした予防啓発教材の作成検討

■ 警察庁

- ・被害者が相談・申告しやすい環境の整備

■ 厚生労働省

- ・婦人相談所における弁護士等による法的な助言の実施
- ・婦人相談所における一時保護委託費の充実
- ・婦人保護施設、母子生活支援施設等の退所者支援の充実 等